



令和3年9月30日

市政記者 様

## 「子ども医療対策費」に係る現物給付助成 対象自治体の拡大について

このことについて、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成している制度について、令和3年10月1日（金）から制度を拡大いたしますので、お知らせいたします。

### 1 拡大内容及び目的

「現物給付」助成の対象自治体を長崎市に隣接する4自治体（諫早市、西海市、長与町、時津町）まで拡大し、市民の利便性の向上や手続きに係る負担軽減を図る。

### 2 助成制度

区分	現 行	拡 大 後
対象者	通院・入院：中学校卒業まで	変更なし
自己負担額	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円（調剤薬局は負担なし）	変更なし
支給方法	乳幼児：長崎県内現物給付（県内同一制度） 小・中学生：長崎市のみ現物給付 （他の自治体は償還払い）	乳幼児：変更なし 小・中学生：長崎市、 <b>諫早市、西海市、長与町、時津町</b> で 現物給付（上記以外の自治体は変更なし）

※裏面に支給方法の説明と受診から助成までの流れを記載していますので、ご参照ください。  
※ひとり親家庭等への福祉医療費についても同様に拡大いたします。

### 3 支給方法が変更となる受給者の見込み（小・中学生の年間実人数見込み）

約 1,300 人（小学生：約 860 人、中学生：約 440 人）

※拡大対象 4 自治体の償還払いの実績から推計算出

### 4 変更日

令和3年10月1日（金）

### 5 助成実績

約 862,530 千円（529,020 件）

【令和2年度決算見込み（子ども医療対策費全体）】



### 子育て応援サイト「イーカオ」

長崎市の子育てに関する情報を集めたホームページです！  
子育ての様々なサービスや保育園情報なども載っています。  
ぜひご覧ください♪

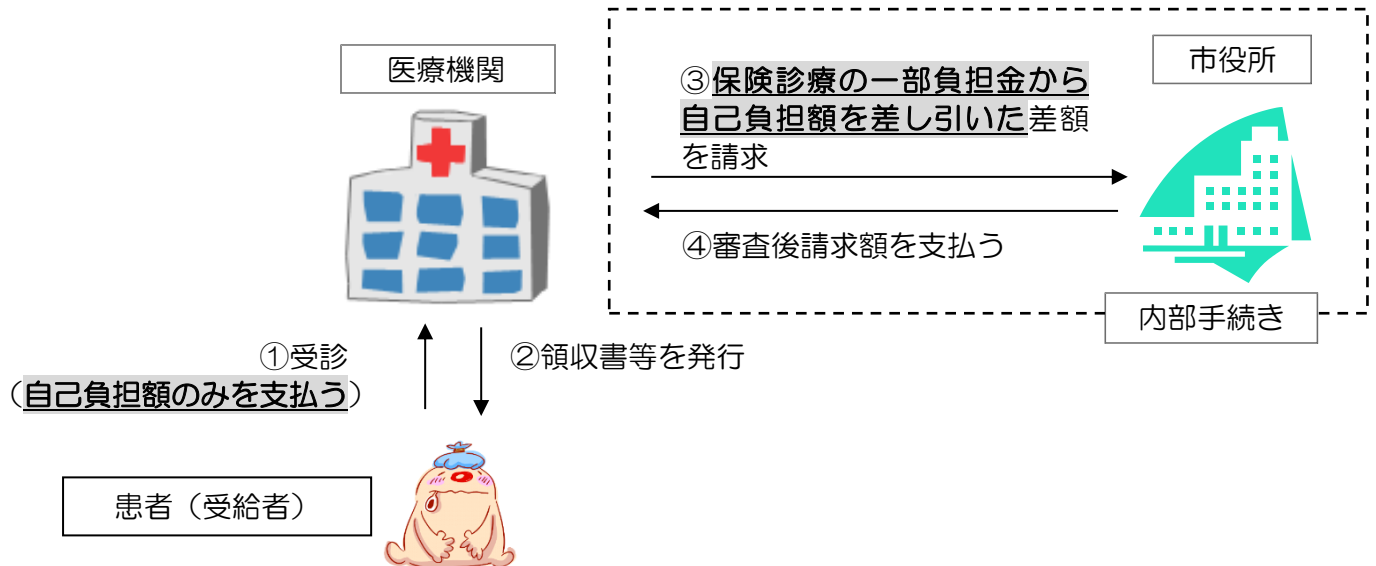


(参考) 支給方法の説明と受診から助成までの流れ

(1) 現物給付

受給者が医療機関の窓口で受給者証を提示することで、助成額を差し引いた自己負担額のみを支払うことができるように助成する方法。

<受診から助成までの流れ>



(2) 償還払い

受給者が医療機関の窓口で一部負担金を一旦支払ったものについて、後日の申請により口座振込で助成する方法。

<受診から助成までの流れ>

